

災害時等における調査の相互協力に関する協定書

奈良県県土マネジメント部長（以下「甲」という。）と公益社団法人土木学会関西支部長（以下「乙」という。）は、災害時等における調査の相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震・大雨・暴風等による異常な自然現象又は災害が発生し、若しくはその発生が予想される場合において、甲が所管する施設等（以下「所管施設等」という。）の被災現象が複雑で、学術的な領域における専門性及び高度な知見が必要なときの調査に関して、甲と乙が協力し、県民の安全・安心を確保するため、被害拡大の防止、被災施設の早期復旧及び防災技術の向上に資することを目的とする。

（調査の実施範囲）

第2条 この協定における調査の実施範囲は、奈良県域内の所管施設等における災害発生箇所等とする。

（協力の内容）

- 第3条 甲は、前条の範囲において、学術的な領域における専門性及び高度な知見に基づく調査、判断が必要と認めるときは、乙に対して協力を書面（様式1）により要請することができるものとする。
- 2 乙は、前項の規定による要請があったときは、調査の実施の可否を甲に回答するとともに、調査の実施が可能なときは、速やかに調査団を結成して被災状況を調査し、その結果について甲に報告するものとする。
- 3 乙は、前条の範囲において、自らが自立的に被災状況を調査する必要があると認めるときは、甲に対して協力を書面（様式1）により要請することができるものとする。
- 4 甲は、前項の規定による要請があったときは、乙の調査の実施に対して可能な範囲で協力するものとする。
- 5 乙は、第3項に定める調査を実施したときは、その結果について甲に報告するものとする。

（連絡体制）

第4条 甲及び乙は、前条の要請に係る連絡体制をそれぞれ事前に定め、相互に共有するものとし、変更が生じた場合は、その都度、報告するものとする。

（費用の負担）

- 第5条 第3条第1項に基づき乙が実施する調査の費用は、甲の負担とする。
- 2 前項の甲が負担する費用は、甲乙協議して定めるものとする。

- 3 第3条第3項に基づき乙が実施する調査の費用は、乙の負担とする。

（成果の公表及び使用）

第6条 甲及び乙は、第3条に定める調査の成果について、甲乙相互に確認した上で公表及び使用できるものとする。

（損害の負担）

- 第7条 調査の実施に伴い甲及び乙の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合には、乙は、その事実の発生後速やかにその状況を書面により、甲に報告するものとする。
- 2 前項の損害に対する処置については、甲と乙が協議して定めるものとする。

（協定の期間及び更新）

- 第8条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成28年3月31日までとする。
- 2 前項の期間が満了する30日前までに、甲又は乙から更新しない旨の書面による通知がない場合は、この協定は1年間継続し、以後も同様とする。

（その他）

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して解決するものとする。

平成27年5月13日

甲 奈良県奈良市登大路町30番地

奈良県県土マネジメント部長 加藤 恒太郎

乙 大阪府大阪市中央区船場中央2-1-4-409

公益社団法人 土木学会関西支部

支部長 森 昌文

